

インターネット放送利用申込規約

第1条（目的）

本規約は（社）ワールドミュージックインターネット放送協会（以下、Wmiba という。）が運営するインターネット放送局（以下、本放送局という）で配信する楽曲のエントリー条件を定めることを目的とする。

第2条（規約への同意）

申込者は、Wmiba へインターネット放送エントリーフォーム（以下、エントリーという）を提出することにより本規約に同意したものとす。

第3条（有効期間）

本サービスの契約有効期間は、申込書の提出日から1年経過後最初の3月末日までとし、2月末日までに申込者から書面又は電子メール等による本サービス解除の意思表示ない場合は自動的に4月1日より1年間の単位で同じ条件により更新されるものとする。

第4条（権利の許諾及び管理委託）

申込者は、申込み楽曲の著作権及び著作隣接権の全ての権利者の同意を得た上で権利者の代表として本放送局へエントリーするものとする。

2. 申込者は、Wmiba に対して本放送局での利用並びに関連する無償サービスに限り配信エリアを制限することなく無償でエントリー楽曲の使用を許諾するものとする。

3. 申込者は、本放送局を利用する場合に限定してエントリー楽曲を伝達する権利を Wmiba に管理委託するものとする。尚、エントリーをもって管理委託契約は締結するものとする。

4. Wmiba は、前項で管理受託した伝達権をBGM利用者に無償で使用許諾するものとする。

5. エントリー内容が第三者の権利を侵害している又は本条の規程に違反していることが判明した場合、配信を停止すると共に Wmiba に損害が生じた場合はその相当額を申込者に請求することができるものとする。

第5条（審査）

エントリーに対して一定基準の審査を行いますので審査結果により配信されない場合がございます。尚、審査結果に対するお問い合わせは受け付けておりません。

第6条（権利の移動）

第3条の定めによる有効期間内において、エントリーされた楽曲の権利者の移動又は著作権等管理事業者（Wmiba 除く）へ管理委託をされる場合は、その1ヶ月前までに Wmiba に配信停止の申し出をしなければならぬものとする。

2. 前項の規定による申し出がなされず、Wmiba に損害が生じた場合はその相当額を申込者に請求することができるものとする。

第7条（配信停止）

Wmiba は、第3条の定めによる有効期間内において、何時でも配信を停止することができるものとする。

2. Wmiba は申込者から配信停止の申し出がなされた場合、1ヶ月を目安に配信を停止するものとする。

第8条（規約改訂）

Wmiba は、本規約を随時改訂することができるものとする。なお、改訂がなされた場合、電子メール等の方法により速やかに申込者に告知するものとする。

2. 前項の告知がなされてから2週間以内に申込者から配信停止の申し出がなされない場合は、本規約の改訂に同意されたものとみなします。

3. 申込者の電子メールアドレス等の連絡先が変更となり Wmiba に変更の届出がなかった場合は、本条の通知が届かなかつたことにより生じる申込者の不利益に対して Wmiba は一切責任を負わないものとする。

第9条（合意管轄）

本規約は日本法に準拠し、東京地方裁判所を合意管轄裁判所とする。

附則 本規約は平成25年3月25日より有効とする。